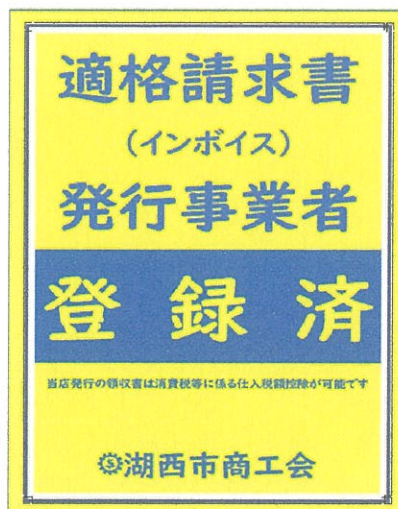


湖西市商工会会員の皆様へ

# 「適格請求書(インボイス)発行事業者」登録済の方に、 湖西市商工会会員限定“オリジナルステッカー”を 配布します！！



令和5年10月1日から  
インボイス制度が開始されます

このステッカーを店頭に貼り、  
取引先の方に、「登録済み」で  
あることを提示しませんか？

## 《配布方法》

『適格請求書発行事業者の登録申請書』の税務署受付印ありの申請書控え」または、  
「インボイスの登録番号が発行されたことがわかる書類」を湖西市商工会までご持参  
ください。書類を確認させていただき、ステッカーをお渡しします。  
配布枚数は、**1事業所1枚**とさせていただきます。

## 消費税免税事業者の方 必見！！

BtoB(企業間)取引の方は、手続きをお急ぎください！！

インボイス制度とは・・・

消費税確定申告にあたり、経費等を消費税仕入税額控除とするためには、登録  
事業者である購入先から受け取った「適格請求書」でなくてはなりません。

そのため、免税事業者へ支払った経費は、消費税仕入税額控除は受けられません。

今後、あなたの取引関係に変化が生じる場合があります。

登録期限は令和5年3月31日までですが、準備はお早めに！

お問い合わせ：湖西市商工会 TEL053-576-0637